

瀬戸内ネット学習会

## 「日米地位協定」をどうすればいいのか（第3回）

2018年9月29日 会場 岩国市福社会館 参加者 12名

**河井弘志** 今日は生憎の天候で、すでに台風 24 号が沖縄まで来ているとの警報がでていますが、それにもかかわらず瀬戸内ネットの学習会に、配布資料が足りなくなるほどたくさんの方にご参加いただき、ありがとうございます。

さて、在日米軍基地は様々の問題をひきおこして、とくに基地周辺住民に危害を及ぼしています。米軍基地はもともとは日米安全保障条約によってもたらされた軍事的問題なので、安保条約を解消しないかぎり米軍基地問題は解決しない、という考えも強いのですが、現在の政権は安保条約が必要とする考え方を堅持しており、前途は多難です。

とはいえ、現在の基地状況の存続を座視するわけにはいきません。日本の基地の 7 割以上が沖縄県に集中しているという異常事態も解決できないので、米軍基地が存在するという現実には甘受しながら、在日米軍の日本における存在・活動のありかたを少しでも改善する努力を続け、それによって、米軍力へ依存する体制を変革することができるのではないかと考えます。そのカギとなるのが日米地位協定です。

近年、全国知事会と渉外知事会もくりかえし地位協定の見直し、改定を訴えており、今年 8 月には全国知事会が全会一致で地位協定の改定の必要を確認しました。しかし協定の条文をどのように改訂するかについては、まだ具体的な議論は展開していないようです。かつて民主党も、地位協定の見直しを試みながら、途中で政権が挫折し、協定改定に何らの実もあげることができませんでした。改定の必要を認める学者や政治家の間でも、条文の書き直しについては必ずしも見解が一致しているわけでもなさそうです。

私たちは、法律、政治、軍事にかんする専門知識は持ちませんが、米軍基地によってもたらされる様々の災害、不利益については、専門家以上に十分な体験知識を持っていますので、基地災害を受ける当事者の立場から、地位協定の条文改定に取り組むことにしました。現在の政治、社会の流れも、地位協定改定の方向に流れているとみられますので、一般市民として勇気をもって、条文改定を提言したいと思います。

前回にひきつづき、今日も桑原清さんに条文改定についての具体的な発言をお願いし、みんなで改定案作成に取り組みたいです。

**桑原 清** 今日は第 4 条から、やれるだけやりたいと思います。基地返還時の原状回復という問題から入ってきましようか。

**河井** その前に、この前決めないで保留しておいた条文について、ここで確定できるのではないかと思います。いちいち読みませんが、横線で消してある自衛隊のことはここでは書かないほうが良いという意見が多かったのですが、改めて皆さんの意見を聞くと、返答がなかったので、決定しないことにしましょうということにしたのです。自衛隊は今一番難しい事態に直面してるものでもありますので、ここで地位協定の中に「自衛隊」ということを書いてしまうと、法的に決められてしまうことになりかねませんので、削除したほうが良いだろうと考えました。審議してみてください

**桑原** 日本国憲法9条2項に自衛隊という文言を入れようとしているということも関連するわけです。

**鳥家治彦** 米国と対等の関係を作ろうということに関して、憲法9条2項に関係する事柄です。今日本に軍隊はないわけですから、安倍さんの言われたやり方でやるか、石破さんのやり方でやるかという議論があるようですが、石破さんが日本はちゃんと軍隊を作ってアメリカと対等な関係を作って、米軍基地を自衛隊の管理下に置く、より対等な関係を目指して、地位協定を改定するという事を言った。そういう考えもあると思う。そういう問題とつながってくるから、9条2項の問題を考えながらやらないといけないと考えます。

**桑原** 河井さんが言ったように、ここに自衛隊という文字が入っている。これを削除しようということなんです。

**鳥家** 別の言い方に変えてもいいのではないかと。自衛隊という言葉が嫌なら。

**河井** イタリアは軍の下に米軍を統括するとしている。

**鳥家** イタリアには軍隊がある。だから司令官が入れる。

**河井** 日本には軍隊がないが、形の上でイタリアと似ているということで、ここに自衛隊を書く、という考え方もありうる。

**鳥家** 日本はあくまでもアメリカの指揮下にいる。

**河井** 厚木基地は自衛隊の管轄下にある。岩国は逆で、自衛隊が米軍基地に間借りしてるような状態。厚木は基地全体を自衛隊が管理している。しかし米軍がわがもの顔にやっている。自衛隊にはとても米軍をコントロールできないのです。だから、自衛隊が管轄したところで、基地の状態は決して良くなる。そういうこともあります。また「自衛隊」という名前を法文の中に取り込むということは、私たちが本当に考えてることとは少し違うものではないか。自衛隊が災いを招くことになりかねないので、書かないほうが良いのではないかと意見が強かった。

**坂本千尋** 憲法の中に、政府より自衛隊が上に来るような状態が作られようとしている。そういう事態を招きかねない。憲法がこれ以上に戦争に向かっていくよ

うに変えられては、国民の不安が増大するだけだ。自分たちの都合のいいように解釈されるから、こういうことを防いだほうがいい。

**河井** そういう経過かがあって、桑原さんと相談して、これは削除したほうがいいという結論になったのです。

**鳥家** 自衛隊との関係は考えなきゃいけない。自衛隊ぬきでは、地位協定改定を議論しても十分ではない。

**河井** ということは、自衛隊の存在を認めたいということですか。

**鳥家** 最小限度の実力としてです。私は非武装中立論なんだけれど、現実の議論と理想論とは区別して考えなきゃいけないと思う。

**坂本** 瀬戸内ネットは幅広い人に入ってもらうために、自衛隊のことは取り扱わないという、それが結成の時の考え方です。基地撤去とか、自衛隊はいいという、いろんな考えの人がいるけれど、今以上に基地強化することに反対するということでこの会を結成した。結成時の最初の目的からすると、自衛隊を取り上げるということは最初の目的とは違う。

**河井** 似たようなことは警察についてもある。たとえば原稿の中では、これは米軍がやることではなくて、日本の警察がやるべきことだ、と書いたのですが、警察が関与するというところまで書くと、それ自体が問題になるおそれもあるということで、注意して見ていたら、沖縄や知事会の文書では「日本国の当局」という表現にしてある。「警察」とは書いてないのです。同じように考えれば、この場合も「日本国当局の指揮下に置く」ということで十分足りるのではないか。全部消すのではなくて、「日本国の当局」というふうにすれば問題を免れることができる。

**注記：**たとえば 2017 年の渉外知事会の「15 項目の要望」には「日本国の当局が捜索、差し押さえまたは検証を行う権利を行使すること」とあり、沖縄県の 2017 年 9 月の「要請書」でも「日本国の当局」となっている。

**藤川俊雄** 第 3 条 1 については「米軍は基地利用について日本国諸機関の立ち入り調査を拒否することはできない」というところと、「日本国内での米軍事故や犯罪については日本の優先捜査権を認める」という二つのことで、日本の基地管理権が証明されていると思うんですけどね。

**坂本** 第 3 条の見だし「基地内の合衆国の管理権」の「合衆国」を消して、「基地内の管理権」とだけすれば問題がない。合衆国の管理権というからおかしくなる。

**河井** なるほど。それでは、自衛隊の管理権という 1 行を削除しても問題ないということですか。

**藤川俊雄** 問題ないです。

**鳥家** 合衆国は絶対的管理権を持っている。治外法権です。それでこういう条文を入れるとどう取られるかということです。

**河井** 基地の中は治外法権というのがあるようですね。第 3 条 1「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護、および管理の為必要なすべての措置をとることができる。・・・」となっているところは、実態としてはそのとおりになっている。

**鳥家** 法律上の権限も皆アメリカが持っている。実態もそうです。

**河井** 厚木はどうなっているのか。

**藤川** あれは自衛隊が「管制権」をもってるというだけです。管制を自衛隊がやっているだけです。

**河井** 基地全体の管理権をもっているわけではないんですね。

**藤川** 岩国ではみんなダメ。

**河井** ここで自衛隊の管理権を残したとしても、厚木以上のことにはならないということです。つまり、基地全体の管理権は持てないのです。

**鳥家** 国内の基地を全部自衛隊に管理させる、ということになる。

**河井** そういう自衛隊の管理権を認めることになる。イタリアがどうなってるのか。

**伊達 純** 憲法中でも規定されていない。違憲の疑いもあるという自衛隊を地位協定の中で位置づけるということでは問題がでてくる。

**河井** この条文は削除するというのでいいですか

**鳥家** いいです。

**藤川** 削って下さい。

**鳥家** 自衛隊が統帥権をもって、アメリカ軍と一緒にあってどんどんと侵略していくことになる。

**坂本** 今すでに広島湾で日米共同訓練をやっているんですよ。米軍ヘリが廿日市沖にきたという記事がありましたね。そのヘリの目線の下に自衛隊の軍艦が写っているんですよ。そういう実態があるのに、ここで自衛隊に権限を持たせるということは問題だ。

**河井** それでは今の所は削除することにします。次に第 2 条第 3 項、これは原案では「日米両国は国際平和の維持のために、米軍基地と在日米軍事力の縮小につとめる」となっていたのですが、「縮小」という語に問題があるかもしれない、ということで未定としました。ところが今年 7 月 27 日の全国知事会の提言では「施設ごとに必要性や使用状況などを点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること」を要望しているのです。趣旨は同じことで

すので、全国知事会の文章をそっくり採用すればいいではないか、ということ  
で少し変わっています。これは了承していただけますか。

**稲生 慧** それでいいのではないか。

**鳥家** 「縮小」というのは規模縮小するとか、機能を縮小するとかいろいろある。

**河井** いろいろある。要するに米軍基地を今よりも小さくするという意味です。  
以前「たらいまわし」といわれたが、他の所へ持っていくのではなくて、基地  
そのものを小さくしていく、ということがどうしてできないのか、ということ  
を、あの頃からすでに言っただけです。全国知事会が「縮小する」という  
ことを明記しているのだから、これをそのまま改定条文に取り入れていけばいいの  
ではないかという事です。いつまでも同じように大きな基地をそのまま維持し  
ていくというのではなくて、情勢に応じてどんどん縮小していくべきものである、  
という考え方を協定の中に明記する必要があるということです。その文言に全  
国知事会の提言の文を取り込んだわけですから。

**藤川** 岩国基地へ艦載機を送り出した厚木基地が、今後小さくならなければいけ  
ない、ということだが・・・。

**河井** 厚木の人たちは、それが全然小さくならないのではないかと心配してい  
るようです。それではいけない。

**藤川** 厚木を縮小してもかまわん、ということのはずです。

**河井** 基地を整理・縮小・返還するということをここに明記するということは非  
常に重要なことである。とくに異論がなければ原案通りでみとめていただけませ  
んか

**桑原** この一枚だけで 1 時間かかった。

**坂本** 2 ページ目の太字の所、これはどうなんですか。

**河井** これは沖縄県の文書から取ったのですが。忘れていました。ここで協議し  
なきゃいけません。

**坂本** 通行するときは 8 日ぐらい前に通報しなければいけない。オスプレイの  
飛来訓練も実はいつからいつまで訓練しますよと通報しなきゃいけないという  
規則が自衛隊にあるから、それにならってやっているのだから、オスプレイは 10  
月のいつからいつまでというのが出ています。そういうふう事前に使用する  
ときも、自衛隊も自治体に通報しなきゃいけないし、それに合わせて米軍もや  
っているということです。イタリアが事故の後に訓練するときは通報しなさい  
と言いました。それに倣ってるのかなと思う。とても大事なことだと思います。  
東富士でも通報しています。こういういい事は学ばなきゃいけない。

**河井** ここでまた自衛隊が出てくる。自衛隊がどのようにやってるかということ調べて、そのやり方をここに書けばいいのであって、自衛隊の名前を書く必要はない。

**坂本** 軍事演習については、関東の方に聞いたらわかるのではないかと思います。

**河井** それを調べてみてください。それが分れば自衛隊と書かなくても、その内容をここに書けばいい。「施設・区域の提供、用途変更、埋立てなどは関係自治体の意向を尊重する」というところに力点があるので、そのまま改定案文に取り込んででもいいでしょうか。

**藤川** 条文にするのなら「尊重すること」とすればいい。

**河井** これは採用することにしましょう。その次は「騒音深夜早朝飛行騒音、飛行ルート・・・協定に規定」しなさいということ。このままでは条文にならない。飛行ルートは今手がつけれない状態。その飛行ルートこそが重要である。居住地が密集してるところでは飛行してはいけない、ということについて、住民側の意向を尊重するとか規定しなければいけない。飛行騒音なども何か規定しておく必要があるだろうと思うのですが。

**鳥家** 日本はコウモリか。米軍はアメリカの安全基準を守っていない。アメリカにも安全基準があるわけですよ。住宅地の上は飛ばないとか。沖縄ではそれを守って、米軍住宅の上は飛ばない。アメリカの安全基準を日本でも守ってくれと書いたらいい。だから日本はコウモリ以下である。アメリカの安全基準の守ってくれと書けばいい。

**河井** それをどう表現したらいいか。次回までに研究していただきます。

**鳥家** アメリカでは住宅地では絶対に飛ばない。沖縄でも米軍住宅の上は絶対に飛びません。

**桑原** だから向こうはまだ戦勝国のつもりでいるんですよ。日本は敗戦国だとしか見ていない。

**坂本** 米軍の家族が「基地の中に米軍住宅を作られても困るよね。うるさいから」と話していた。だから岩国では基地の外に住宅ができるんじゃないのというメールが来ていた。あの人たちも、できるだけ静かなところに住みたいのです。

**河井** ではここに「アメリカにおける基準と同様に」と入れればいいのか。

**坂本** 日本の法規を守れ、ということにしておいたらいい。

**桑原** 基本的に国内法を守るという事を言っているが、例外が多すぎる。

**坂本** 日米地位協定なら簡単にルールを破れるようになっているけれど、簡単に破れないような協定文に変えていかなければいけない。「日本の国内法を順守し」という文言にしたほうがいい。

**河井** それでは「日本の国内法を順守」という表現にしましょう。

桑原 それでは第 4 条（改定案文を読み上げる）。

1 (a) 合衆国は環境への影響を最小限度に止め、日本国に基地を返還するにあたっては、環境被害の原状回復と、損害補償する義務を負う。

(b) 基地内外の環境汚染については地元自治体の立入り調査を受け入れなければならない。

(c) 環境汚染や不発弾処理は日米共同で調査し、環境汚染が確認されたときは、米国の負担で、原状回復のために必要な措置をとる。

(d) 基地返還のときは、3 年以上前から日本の関係当局の立ち入り調査を認める。

昨日まで沖縄返還されたところでは、不発弾が埋まっていたりドラム缶がそのまま埋められとったり、原状回復をそのままにして返していますよね。

河井 原状回復をしなくてもいいということになっているが、自分で原状回復してくれということにしたい。

桑原 個人的にも人に物を返す時には元の通りして返してくれということになっていると日本の地主はいいます。当たり前のことだと思う。

河井 第 4 条第 2 項を読み上げる。

鳥家 第 2 項は合衆国に補償する義務を負わないという意味でしょう。合衆国が弁償しないというのとは違う。アメリカが建物に改良を加えたら価値が上がるけれど、日本国はその改良の経費を合衆国に支払わなくていいよという意味でしょう。日本国は合衆国に補償する義務を負わないということです。

河井 そうということか。主語は日本国。つまり日本国は合衆国に補償する義務を負わないということですね。これはこれでいいんですね。

桑原 鳥家さんが言ってくれてやっとわかった。

鳥家 2013 年までは基地内の環境調査をやっていたが、2014 年からはやっていない。

桑原 第 5 条。改定案文読み上げ。

**第 5 条** [受入れ 国内における移動の自由、公の船舶・航空機の出入国、基地への出入権]

1 (入港料、着陸料を課されない・・・) **米軍の航空機、船艦は日本政府が指定した港湾、空港に出入りすることができる。それ以外の港湾、空港の使用は、緊急時以外は禁止し、使用する場合は、国内法を適用する。**

2 (合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入りし、これらの施設の間を移動することができる・・・)

3 (入港のときは日本国当局に通告・・・)

**4 米軍基地の区域の外における船舶、航空機、合衆国軍隊の構成員、軍属、それらの家族**

**の出入国、移動は、日本国内法にしたがっておこなわなければならない。**

**5 「移動」の名目で飛行訓練などをおこなってはいけない。**

6 日本国民の居住地上空を飛ぶときの高度は地表から 6500 フィート以下となつてはいけない。

7 離着陸の際、居住地等からの距離が 6500 フィート以下になることが避けられない基地は、滑走路を移設しなければならない。

8 この条にいう「出入」「移動」には、行軍訓練、飛行訓練は含まれない。

9 「提供施設及び区域」以外での米軍の演習・訓練には日本政府の事前の承認が必要である。

10 戦闘攻撃機の飛行訓練は、平日は 6 時半から 21 時まで、土曜日は 8 時から 11 2 時までとし、日曜休日は飛行訓練しない

12 基地周辺の居住地上空を旋回する飛行訓練は行わない。

**河井** 5 番と 8 番を同じことを言っているの、一つの項目にまとめればいい。北広島で低空飛行をやっているが、かれらは「訓練」ではなくて「移動」だと弁解した。そういう弁解は認められないという意味です。「移動」という名目で「訓練」をやってはいけないと、規定しておかねばならない。「出入」という名目でタッチアンドゴーやります。それはいけない。

**桑原** 飛行訓練で米軍が使う滑走路がありますね。あの中には 9 時以後は飛行してはならないと書いてあるそうです。みんな 11 時間と思ってるじゃないですか。あの中では 9 時までしか訓練できないことになってる。

**河井** いつもひっかかるのですが、飛行場で訓練するという事自体やってはいけないことだと思う。

**桑原** それを日米協議会で決めればいい。

**河井** 「飛行訓練」ではなく、「飛行」は 9 時までとしてはいけないのですか。

**坂本** 「時間外運用」ということにされている。訓練しますとは言わない。

**桑原** 11 時以後は時間外飛行と言ってるよね。われわれが間違っただけを、その通りだと思込まされているのではないか。

**坂本** 岩国の協議会は 11 時まで運用しますよと決めている。ローカルルール。日米協議会で決めた時間は 10 時までで、1 時間違う。岩国はローカルルールでやってるのです。

**桑原** 10 時までというのは、どこに出てるのか。

**坂本** 日米合同委員会。

**河井** 厚木基地は 10 時だ。

**坂本** 厚木だけじゃない。全国が十時なのだ。

**桑原** 10 時から 6 時まで飛んではいけないということになってるのか。

**藤川** その通りだ。

**河井** それは訓練でなくてもいけないということか。

**坂本** 使用してはいけないということだ。



**河井** それでは戦闘攻撃機の「飛行」として、「訓練」を削除する。

**鳥家** 「戦闘攻撃機」ではなく「米軍機」とすべきだ。

**河井** それでは「米軍機」とする。

**藤川** 爆音訴訟から言えば、すべての飛行は違法です。

**桑原** 米軍基地の外に住んでいる軍属がいますよね。これまで 1200 人いると言われていた。あれはどうして合同委員会で調べていいということになったのか。合同委員会が決めるのでしょうか。

**藤川** アメリカ当局がテロを恐れて言わなくなった。

**桑原** 「基地との共存」という事を言うのなら、最低限のことはやるべきことですよね。自治会に入れといたいです。そこに住むのならね。彼らも基地の外に住んで、日本人と仲良くしたいし、日本の習慣にも触れるとか、いろいろあるでしょう。

**中尾** 第 3 項に入港の時は日本国当局に通告とあるけれど、岩国では通告をしていないのか。

**坂本** 防衛の人が毎日行って数えるのならわかるけれど、オスプレイがもどって来たということで電話をしても、把握していない。

**鳥家** 基地の中の港なら届け出の必要はない。それ以外の一般の港のことだ。基地内の港には届出の必要はない。オスプレイの陸揚げをした時もそうだった。

**中尾** 何も知らされていない。市長も知らなかった。

**坂本** 防衛省も知らされていないのです。

**桑原** 第 9 条読み上げ。

第 9 条 [軍隊構成員などの出入国]

1. この条の規定にしたがうことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

**基地区域 への出入 は日本国内法にしたがって行う。**

2. 合衆国軍隊の構成員は、旅券および査証に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、基地外居住者の届け出制度を創設し在住自治体に居所を明確化する。

3 人、動物、植物に対する検疫並びに人の保健衛生については国内法を適用する。

**鳥家** 9 条 4 に合衆国軍属は身分証明書のようなものを持ってると書いてある。

外国人登録証はみんな持っておるじゃろう。身分証明書も持っている。

**河井** それは ビザ とかパスポートとかじゃないんでしょう。

**桑原** そういう大事なものは持っていない。

**鳥家** 身分証明書を持ってらんじゃろう。業務命令じゃから。

**河井** この第 4 項を生かすことができるかもしれん。たとえばこの身分証明書を居住している自治体に提示しなければいけないとかね。

**桑原** さっきも言っていましたけれど、どこへ住んでるんだとか、そういう事ははっきり知るといふ事。どこの誰といふのをね。身分証明書を持たないで警察に捕まったらどうするんだらう。

**河井** ここの文はこのままでいいですね。基地の内に住んでいる人は別として、基地の外に日本人と一緒に住んでいる人たちの住所を伝えなければいけない。

**坂本** 住民票が出てから、そこに車の税金が収めらるりよるのではないか。そこに住んでるといふ証明がなかったら。廿日市でも去年調べたところで 5 台も納税されてますよ。 Y ナンバーは県でしょう。山口何とかだったら基地の中には入れないのです。 Y ナンバーだったら基地の中に入れる。

**中尾** 自賠償だとか、みんなかかっている。保険がなかったらおとろしいよね。

**桑原** 3 ヶ月間に岩国の基地関係者が 57 件の交通事故を起こしている。どういふ処理をしているのか知りたい。米軍の個人が負担しているのか、してないのかもわからないし。2 回も自動車の教習をやっているんでしょ。岩国で百何十万円もかかった。

**坂本** あれも市民税でしょう。

**桑原** 今までずっと右側通行でやってきたでしょう。それが左側通行になると、ぼーっとして、今まで通り右側を走っていたのかもしれない。

**坂本** 廿日市だった。米兵が追い越し車線に止まっていて、追突したといふ事故があった。アメリカでは追い越し車線はないのか。

**藤川** 9 条には検疫などが入っているので大事だと思ふけれど、この出入国にはやっぱり入出国管理が必要だと思ふ。兵隊は外交員ではない。彼らは軍隊ですから。誰が入ってくるかわからない。将来的には入出国管理しなければいけないのではないかと思ふ。そうしないと変なのが入ってくる可能性が大にあると思ふ。どこのダレ兵衛が入って来たといふことは必要であらうと思ふ。

**河井** 原案では「1 年以上滞在する場合はビザ、パスポートが必要」ということにしていた。それを少しおおらかにした。

**藤川** 今はまだむずかしいでしょうけれど、将来は入出国管理が必要だと思ふ。

**河井** 今回はこれでいい、届け出だけはするといふ趣旨ですね。

**桑原** 次は第 10 条（案文読み上げ）

#### 第 10 条 [運転免許・車両]

1. 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族に対して発給した運転許可証もしくは運転免許証または軍の運転許可証を、運転者試験 または手数料を課さないで、有効なものとして承認する。ただ

し、日本の公道で支障なく 走行できる ための訓練を実施し、関係当局の認定許可証を取得しなければならない。

合衆国軍関係者は、基地外の通行において日本の「道路交通法」にしたがわなければならない。

**河井** 国内法に従えということがあるからいいんですけど、個別にも「道路交通法」に従わなければならないと丁寧に規定する。

**藤川** ほんとは国際免許を取得するのが必要なんですけどね。軍の許可だけだったら何も取れない。めちゃくちゃですわ。信号を出さないのだから。ほんとは国際免許を取得させなければと思う。

**桑原** それでは 10 条はこれではいいですね。次は 13 条。(案文読み上げ) 第 13 条[課税]

1. 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
- 2 合衆国軍隊の構成員、軍属ならびにそれらの家族の私有車両に対する自動車税および軽自動車税については日本国民の民間車両と同じ税率で課税する。

**大国** 課税しても、その金はこっちが払っているんだから、空しいですね。

**藤川** 変な話ですけど Y ナンバー、A ナンバーに日本人が乗ってることが多いですよ。

**桑原** 嫁さんではなくて？

**藤川** まあ配偶者ですよ。配偶者が日本にもいるということです。

**桑原** 第 16 条 (案文読み上げ)。

第 16 条 [日本法令の尊重義務] 日本国において、日本国の法令を尊重し、およびその協定の精神に反する活動、とくに政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族の義務である。合衆国軍隊関係者は、特にこの協定に規定する事項以外は、日本国の国内法を守らなければならない。

**河井** この協定の中で守らなくてもいいというようなことがあるのかどうかわかりませんが、地位協定に書いてるからやったんだという時の逃げ道を作っているほうがいいのでしょうか。

**稲生** 「日本国の法令を「尊重」し」となっているところが・・・

**河井** ここが非常におおらかな規定だ。「順守」ではない。

**桑原** いま日米地位協定の中で、「日本国の法令を尊重し、およびその協定の精神に反する活動、とくに政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員および軍属の家族の義務である」と、こんだけしか書いてない。それに河井さんが言った、日本国の国内法を守れということですね。これを長々と書き足すのではなくていい。日本国の法令を順守し、「尊重」でなくて「順守」と書くだけでいいのではないか。

**大国** 「尊重」というのはちょっと逃げることですね。

**河井** もちろん逃げです。「尊重したよ」と言って逃げられる。その後の「慎む」というのも変えたほうがいいですか。しかし「政治的活動」というのはどういうことかわかりにくい。

**鳥屋** 米兵の平和運動ということじゃないか。

**河井** 当時喫茶店でやっていた人たちのなかに、反戦運動やった米兵もいましたね。

**稲生** ホビット。

**桑原** 岩徳線の所をちょっと行ったところにありましたね。

**河井** それでは、日本の国内法を「順守」と書き直すのでいいですか。「政治的活動を慎む」これはいいですか。

**鳥家** これにはアメリカの国内法が適用されるんですね。

**河井** これを厳しくすると、ホビット当時の活動を全部取り締まるということになる。米兵が、自由な政治活動というのがだんだんやりにくくなる。

**藤川** 原文のままでいいように思いますけどね。

**桑原** 16条は17条にも関係してくる。本当は米兵活動をどんどんやってほしい。

**稲生** 政治活動をどうのこうのということを、ここで規定する必要があるのかどうか。政治活動は個人としての権利ですからね。

**河井** これは削除しましょうか。「政治活動」というのを消してしまう、それもいかもしれない。

**桑原** とくに政治的活動を慎むということは・・・。

**河井** その方がわれわれの本心ですね。

**桑原** その後17条に軍法関係のことが出てきますよね。そこにつながってくるのではないですかね。日本国法云々というよりも、そちらの方で取り締まられるんじゃないでしょうか。

**河井** そうでしょうね。ここで言わなくても。

**桑原** それでは、「とくに政治的活動」というのを削除します。

**河井** それでは今日はこれでおしまいにして、次回は17条からということにしましょう。

発言者（五十音順）	稲生 慧	岩国市
	大国幸子	岩国市
	河井弘志	周防大島町

桑原 清	岩国市
坂本千尋	廿日市市
伊達 純	廿日市市
鳥屋	岩国市（山口市）
中尾友利	周防大島町
藤川俊雄	岩国市